

各政策項目ごとの課題例(案)

参考1-2

①大項目	②小項目	③関連の深い基本法の規定	④課題例	⑤関連する立国戦略の項目
<p>1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実</p>				
<p>(基本理念) 第二条第1項(スポーツ権)、第2項(青少年のためのスポーツの推進)、第4項(健康の保持増進及び安全の確保)、第5項(障害者への配慮)</p>				
<p>(参考)関連する第2期教育振興基本計画の基本的方向性 学びのセーフティネットの構築(多様な学習機会の確保、安心安全な教育環境の整備) ○文化・スポーツに親しむ機会の増加</p> <p>社会を生き抜く力の養成(教育の質の向上やその保証) ○心身の健康づくり、学校給食の充実、食育の推進、子どもの体力向上</p>				
	<p>(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進</p>	<p>第十一条(指導者等の養成等) 第十四条(スポーツ事故の防止等) 第十六条(スポーツに関する科学的研究の推進等) 第十七条(学校における体育の充実) 第二十四条(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)</p>	<p>・小学校の早い段階から運動に対する積極性が二極化する傾向に対応するため、幼児期からの積極的な運動に取り組む習慣の涵養。 ・親子の運動遊びを促すなど保護者に対する普及啓発。 ・教育委員会や学校等における「全国体力・運動能力等調査」に基づく子どもの体力向上のための取組の支援。</p>	<p>・幼児期・学童期の運動・スポーツ指針の策定 ・子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実等の取組の推進</p>
	<p>(2) 学校における体育活動の充実</p>	<p>第十一条(指導者等の養成等) 第十四条(スポーツ事故の防止等) 第十六条(スポーツに関する科学的研究の推進等) 第十七条(学校における体育の充実) 第二十四条(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)</p>	<p>・新学習指導要領の趣旨の徹底と学習指導要領に沿った教員の指導力向上。 ・中学校武道・ダンス必修化に伴う指導体制及び施設の充実。 ・小学校の体育活動の支援を行う専門的な人材の配置。 ・運動部活動における競技志向・楽しみ志向等の児童生徒のニーズに応じた参加機会の確保。 ・運動部活動への地域のスポーツ指導者活用のための学校と地域の連携体制の整備。 ・体育活動における児童生徒の健康や安全に配慮した指導の充実。 ・運動実施率の低い女子に対する運動・スポーツの促進。 ・安全かつ円滑な体育活動を実施するためのスポーツ医・科学等の研究成果の活用。</p>	<p>・新学習指導要領の円滑な実施による体育授業の充実 ・体育・保健体育のデジタル教材の作成・配布 ・「小学校体育活動コーディネーター(仮称)」の配置 ・体育授業・運動部活動における外部指導者の充実 ・安心して学校におけるスポーツ活動を行うための環境整備 ・中学生・高校生のスポーツ機会の充実</p>
	<p>(3) 子どものスポーツ活動を推進するための環境整備</p>	<p>第十一条(指導者等の養成等) 第十四条(スポーツ事故の防止等) 第十六条(スポーツに関する科学的研究の推進等) 第十七条(学校における体育の充実) 第二十四条(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)</p>	<p>・子どもが体を動かす楽しみを発見して自発的に体を動かすようになるよう、学校を含む地域社会全体でのスポーツ環境の充実。 ・学校と地域で活躍できる指導者の養成・確保のための環境整備。 ・障害のある子どものスポーツにおける障害の種類や程度に応じた必要な配慮。 ・グラウンドの芝生化や耐震化等体育施設の整備。</p>	<p>・新学習指導要領の円滑な実施による体育授業の充実 ・「小学校体育活動コーディネーター(仮称)」の配置 ・体育授業・運動部活動における外部指導者の充実 ・子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実等の取組の推進 ・安心して学校におけるスポーツ活動を行うための環境整備 ・グラウンドの芝生化の推進</p>

①大項目	②小項目	③関連の深い基本法の規定	④課題例	⑤関連する立国戦略の項目
2. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備				
(基本理念) 第二条第1項(スポーツ権)、第3項(地域の人々の交流及び地域間交流の促進)、第4項(健康の保持増進及び安全の確保)、第5項(障害者への配慮)				
(参考)関連する第2期教育振興基本計画の基本的方向性 絆づくりとコミュニティの再構築(社会全体の教育力の向上、共生社会の実現等) ○文化・スポーツを軸にしたコミュニティ形成 学びのセーフティネットの構築(多様な学習機会の確保、安心安全な教育環境の整備) ○文化・スポーツに親しむ機会の増加				
(1)コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進	第二十一条(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等) 第二十四条(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ(総合型クラブ)がスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの核としての充実・発展。 ・地域住民が会費や寄附等を通じて主体的に運営する総合型クラブとして自立化の促進。 ・総合型クラブのほか単一種目の地域スポーツクラブの望ましい支援の在り方。 ・広域スポーツセンターについて、地域スポーツ推進のため、拠点クラブや総合型地域スポーツクラブ全国協議会等、関係団体・組織等との効果的・効率的な役割分担。 ・地域間の総合型クラブの連携の在り方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップアスリート等を活用した魅力あるスポーツサービスの提供 ・「新しい公共」を担うコミュニティスポーツクラブの推進 ・地域スポーツ活動支援のための環境整備等 	
(2)地域スポーツ施設の充実	第十二条(スポーツ施設の整備等) 第一三条(学校施設の利用) 第二十一条(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等) 第二十四条(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドの芝生化や耐震化等体育施設の整備。 ・休日におけるグラウンドの一般開放等学校体育施設の有効活用の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なスポーツ活動の場の確保 ・学校体育施設の有効活用の推進 ・グラウンドの芝生化の推進 	
(3)地域におけるスポーツ指導者の充実	第十一条(指導者等の養成等) 第十四条(スポーツ事故の防止等) 第二十一条(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等) 第三十二条(スポーツ推進委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実態や住民のニーズに対応できる高い能力を有した指導者の養成。 ・スポーツ指導者の確保と効果的な活用方策のための情報ネットワークの整備。 ・指導者の養成を行っている各種関連機関の連携強化と指導体制の確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツを担う人材の養成・活用の充実 	

①大項目	②小項目	③関連の深い基本法の規定	④課題例	⑤関連する立国戦略の項目
3. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進				
<p>(基本理念) 第二条第1項(スポーツ権)、第4項(健康の保持増進及び安全の確保)、第5項(障害者への配慮)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 600px;"> <p>(参考)関連する第2期教育振興基本計画の基本的方向性 絆づくりとコミュニティの再構築(社会全体の教育力の向上、共生社会の実現等) ○文化・スポーツを軸にしたコミュニティ形成</p> <p>学びのセーフティネットの構築(多様な学習機会の確保、安心安全な教育環境の整備) ○文化・スポーツに親しむ機会の増加</p> </div>				
	(1)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	第六条(国民の参加及び支援の促進) 第十四条(スポーツ事故の防止等) 第十六条(スポーツに関する科学的研究の推進等) 第十八条(スポーツ産業の事業者との連携等) 第二十一条(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等) 第二十二条(スポーツ行事の実施及び奨励) 第二十三条(体育の日の行事) 第二十四条(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じたきめ細やかなスポーツ活動の推進。 ・特にスポーツ実施率の低い若い世代や高齢者に対してスポーツ参加機会の拡充。 ・障害者が日常的にスポーツに取り組むことができる環境の整備。 ・スポーツ活動への動機付けとしてのスポーツ・レクリエーション活動の活用。 ・スポーツ医・科学等の研究成果の、日常のスポーツ活動の推進への活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者をはじめとした成人のスポーツ参加機会の拡充 ・高齢者の体力づくり支援
	(2)スポーツにおける安全の確保	第十一条(指導者等の養成等) 第十二条(スポーツ施設の整備等) 第十四条(スポーツ事故の防止等) 第十六条(スポーツに関する科学的研究の推進等)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設管理者やスポーツ指導者の安全管理に対する専門的な知識や意識の向上。 ・スポーツ医・科学の研究等を推進し、スポーツ事故・スポーツ障害等の防止に活用。 ・安全管理・救急法等の講習会を通じた、スポーツ施設管理者やスポーツ指導者の安全管理に対する意識・知識・技術の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心してスポーツ活動を行うための環境整備

①大項目	②小項目	③関連の深い基本法の規定	④課題例	⑤関連する立国戦略の項目
4. 国際競技力の向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備 (基本理念) 第二条第1項(スポーツ権)、第4項(健康の保持増進及び安全の確保)、第5項(障害者への配慮)、第6項(競技水準の向上に資する諸施策の連携及び推進)、第7項(国際的な交流及び貢献の推進)				
	(1)ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化	第十九条(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第二十五条(優秀なスポーツ選手の育成等) 第二十六条(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体による、地域と連携したタレント発掘の推進、質の高いトレーニングの実施、良質な競技大会への参加機会の確保等体系的アスリート育成・強化システムの構築。 ・競技性の高い障害者スポーツについて、オリンピック等のトップスポーツとの一体的支援の在り方。 ・将来性豊かなアスリートの発掘・育成・教育の場としての国民体育大会の更なる充実。 ・スポーツ医・科学・情報サポート、競技用具の開発等による多方面からの高度な支援(マルチ・サポート)の戦略的・継続的な実施。 ・女性アスリートを長期的・安定的に支える基盤の構築及びその特有のニーズを踏まえたスポーツ医・科学・情報サポートの在り方。 ・アスリートのキャリアデザイン形成のための支援。 ・国際情報の収集・分析及び国際活動推進のための体制の強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化 ・女性アスリートが活躍しやすい環境の整備 ・障害者スポーツとの連携強化
	(2)指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成	第十一条(指導者等の育成等)	<ul style="list-style-type: none"> ・統括団体及び各競技団体における、ナショナルコーチ等を中心に、競技力の現状を正確に分析・評価し、情報の共有と事業の改善に努める体制の構築。 ・指導者、審判員及び専門スタッフ等スポーツの推進に寄与する人材の養成。 ・キャリア循環の形成を有効にするためのキャリアパスの在り方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップアスリート・指導者・審判員等の海外研さん支援の充実
	(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築	第十二条(スポーツ施設の整備等) 第十六条(スポーツに関する科学的研究の推進等)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなナショナルトレーニングセンター(NTC)の設置やパラリンピック選手の利用等、今後のNTCの在り方。 ・世界標準を踏まえた国立スポーツ科学センター(JISS)の戦略的な機能強化及びスポーツ医・科学・情報サポートの方法や日常スポーツにおけるスポーツ医・科学・情報の研究成果の活用の推進。 ・競技性の高い障害者スポーツに対するスポーツ医・科学・情報サポートの在り方。 ・JISSやNTC、体育系大学等、強化・研究関係機関の相互の連携。 ・JISSと国立障害者リハビリテーションセンターの連携。 ・大学を活用した健常者と障害者のトップスポーツを融合(ユニバーサル・トップスポーツ)させるための拠点の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を活用した分散型強化・研究活動拠点ネットワークの構築 ・国立スポーツ科学センター(JISS)の機能強化 ・ナショナルトレーニングセンターの在り方の検討 ・障害者スポーツとの連携強化

①大項目	②小項目	③関連の深い基本法の規定	④課題例	⑤関連する立国戦略の項目
5. オリンピックなど国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進				
(基本理念) 第二条第1項(スポーツ権)、第7項(国際的な交流及び貢献の推進)				
	(1) オリンピックなど国際競技大会等の招致・開催等	第十九条(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第二十七条(国際競技大会の招致又は開催の支援等)	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック等の国際競技大会の招致・開催について、これまでの実績を踏まえた、地方自治体・競技団体等と連携した招致・開催支援の在り方。 ・国際競技大会の招致・準備運営に関する情報の収集と、関係諸機関との情報の共有化。 ・今後、我が国で開催が予定されている国際競技大会の円滑な開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競技大会の招致・開催支援、スポーツ・ツーリズムの促進
	(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	第十一条(指導者等の育成等) 第十九条(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的なスポーツ人材の養成、国際会議・国際機関等への人材の派遣、医・科学・情報分野における国際協力の推進等を通じた国際交流・貢献及び我が国のプレゼンスの向上策。 ・国際的な拠点の整備による、日常的な情報の収集・発信体制の構築。 ・交歓大会の開催等、草の根レベルでのスポーツを通じた国際交流の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する国際交流・協力の推進
6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上				
(基本理念) 第二条第1項(スポーツ権)、第8項(公正かつ適切なスポーツの実施)				
	(1) ドーピング防止活動の推進	第二十九条(ドーピング防止活動の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・検査数、抜き打ち検査の割合等、国際的な水準のドーピング検査・調査体制の充実。 ・教育・研修、普及啓発等のドーピング防止活動の充実。 ・世界アンチ・ドーピング機関(WADA)のアジア代表常任理事国としてのプレゼンスの発揮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドーピング検査体制・防止活動の充実
	(2) スポーツ団体のガバナンス強化に向けた取組の推進	第五条(スポーツ団体の努力)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営の透明化に係るガイドラインの策定等スポーツ団体のガバナンス強化に向けた取組の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体の組織運営に関するガイドラインの策定等 ・公平・公正なスポーツ団体の運営の確保 ・スポーツ団体のマネジメント機能強化の推進
	(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進	第五条(スポーツ団体の努力) 第十五条(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体等におけるスポーツ仲裁自動受託条項の採択をはじめとしたスポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための取組の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援

①大項目	②小項目	③関連の深い基本法の規定	④課題例	⑤関連する立国戦略の項目
7. スポーツ界における好循環の創出				
(基本理念)				
第二条第1項(スポーツ権)、第2項(青少年のためのスポーツの推進)、第3項(地域の人々の交流及び地域間交流の促進)、第4項(健康の保持増進及び安全の確保)、第5項(障害者への配慮)				
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(参考)関連する第2期教育振興基本計画の基本的方向性 絆づくりとコミュニティの再構築(社会全体の教育力の向上、共生社会の実現等) ○文化・スポーツを軸にしたコミュニティ形成</p> <p>学びのセーフティネットの構築(多様な学習機会の確保、安心安全な教育環境の整備) ○文化・スポーツに親しむ機会の増加</p> </div>				
	(1) トップスポーツと地域スポーツの連携	第七条(関係者相互の連携及び協働) 第十一条(指導者等の養成等) 第十七条(学校における体育の充実) 第二十一条(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等) 第二十五条(優秀なスポーツ選手の育成等) 第二十八条(企業、大学等によるスポーツへの支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・トップレベル競技者が自身の競技実践だけでなく、幅広い層への普及やジュニアへの指導ができる環境づくり。 ・プロスポーツ選手が継続的に地域スポーツを支援できるとともに、地域スポーツクラブからプロスポーツ選手等に支援を要請できる環境づくり。 ・スポーツ指導者の活用において、スポーツ団体間の連携・協働。 ・現役のアスリートが競技引退後もスポーツキャリアを活かし、地域スポーツなど様々な場面で社会全体に還元できる環境づくり。 ・アスリートのキャリアデザイン形成のための支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進 ・トップアスリート等が地域スポーツの場で活躍できる体制の整備 ・「小学校体育活動コーディネーター(仮称)」の配置 ・体育授業・運動部活動における外部指導者の充実 ・スポーツキャリア形成支援のためのワンストップサービスの実現
	(2) 地域スポーツとスポーツ産業の事業者・大学との連携	第七条(関係者相互の連携及び協働) 第十三条(学校施設の利用) 第十六条(スポーツに関する科学的研究の推進等) 第十七条(学校における体育の充実) 第十八条(スポーツ産業の事業者との連携等) 第二十一条(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等) 第二十八条(企業、大学等によるスポーツへの支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ医・科学・情報の研究成果を地域スポーツで活用できる環境づくり。 ・スポーツ拠点施設・人材の確保のため総合型クラブ、大学、企業等の連携・協働。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を活用した分散型強化・研究活動拠点ネットワークの構築
	(3) 国際的な好循環の創出	第十一条(指導者等の育成等) 第十九条(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的なスポーツ人材の養成、国際会議・国際機関等への人材の派遣、医・科学・情報分野における国際協力の推進等を通じた国際交流・貢献及び我が国のプレゼンスの向上策。 ・国際的な拠点の整備による、日常的な情報の収集・発信体制の構築。 ・交歓大会の開催等、草の根レベルでのスポーツを通じた国際交流の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関する国際交流・協力の推進